

茨城県育英奨学学生のみなさんへ（令和8年3月貸与終了見込）

1 茨城県育英奨学資金貸与総額について

別紙「貸与終了者の貸与総額について」をご確認ください。

2 提出書類

(1) 茨城県育英奨学資金借用証書・茨城県育英奨学資金返還計画書

「茨城県育英奨学資金返還の手引き」7頁からの記入要領を参考に記入してください。

返還期間 ※返還猶予を受けない場合の例

返 還 方 法	返還開始	返還完了	返還回数
半年賦返還（6月、12月返還）	令和8年12月	令和18年6月	20回
年賦返還（6月返還）	令和9年6月	令和18年6月	10回
年賦返還（12月返還）	令和8年12月	令和17年12月	10回

※ 貸与終了後、直ちに返還する場合は、6ヶ月の措置期間があります。

返還期間 ※返還猶予を受ける場合（例：4年制大学進学者）

返 還 方 法	返還開始	返還完了	返還回数
半年賦返還（6月、12月返還）	令和12年6月	令和21年12月	20回
年賦返還（6月返還）	令和12年6月	令和21年6月	10回
年賦返還（12月返還）	令和12年12月	令和21年12月	10回

※ 6ヶ月の措置期間は猶予期間に含まれるため、卒業後すぐに返還が開始します。

※大学等在学中の返還猶予期間終了後、大学院進学等でさらに返還猶予を希望する場合には、別途申請が必要となりますので、進学等の時点での申請を忘れないようにしてください。

(2) 連帯保証人（2名）の印鑑登録証明書

- ① 連帯保証人2名は採用決定の際、誓約書や奨学資金貸与契約書に連署した方と同一人としてください。やむを得ず変更する場合は、将来返還に際して本人と連帯して責任を負う能力のある方を選んでください。連帯保証人変更届の提出が必要です。
- ② 連帯保証人は、独立の生計を営む成年者で、常に本人と連絡が取れ、かつ、弁済の資力を有する方にしてください。
- ③ 連帯保証人のうち1名は、親以外の方にしてください。

(3) 「奨学資金返還猶予申請書」及び「添付書類」（※返還猶予希望者のみ）

返還猶予該当事由、猶予期間及び添付書類

事 由	猶予期間	添付書類
大学等に在学するとき	在学期間	学長等発行の在学証明書
大学等に進学しようとして準備中のとき	1年以内において、必要と認める期間。さらにその事由が継続する場合は、再度申請必要。	予備校等の在学証明書
傷病のとき		医師の診断書
風水害等の被害を受け返還が困難となったとき		市町村発行の罹災証明書
本人が生活保護を受けているとき		生活保護受給証明書
その他特別の事情により奨学資金の返還が著しく困難と認められるとき		特別の事情を証明する書類

(4) 茨城県育英奨学資金返還手続チェックシート（奨学生用）

※チェックしたものを学校に提出してください。

(5) 連帯保証人変更届（※連帯保証人を変更した場合のみ）

3 茨城県教育委員会への提出期限

令和8年2月20日（金）

- (1) 各学校の奨学金担当を通して提出していただきます。学校の提出期限に従ってください。
- (2) 返還猶予を希望する場合は、「奨学資金返還猶予申請書」を作成の上、添付書類とともに提出してください。
なお、**期限が過ぎても提出されない場合には、返還猶予が受けられなくなり、奨学金の返還開始となります**のでご注意ください。
返還のための納入通知書を送付した後に、**遑っての返還猶予はできません**（送付した以後のものの返還猶予は可能です。）。
- (3) 返還猶予申請書及び返還計画書の内容に変更が生じた場合には、速やかに下記問合せ先まで連絡願います。
※例：大学への進学を予定していたが、1年間予備校に通うことになった。
- (4) 全額一括返還を希望される場合は、納入通知書を発行いたしますので、下記問合せ先までご連絡ください。
この場合は「茨城県育英奨学資金借用証書・茨城県育英奨学資金返還計画書」の提出は不要です。

<提出先・問合せ先>

茨城県教育庁学校教育部高校教育課 管理担当

〒310-8588 茨城県水戸市笠原町 978-6

TEL 029-301-6045・5245